

流動性預金等規定集一部改正新旧対照表

※朱書き部分=今回変更箇所

新	旧
<p>1 共通規定 1～8省略</p> <p>9. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>8. ～13 省略</p> <p><u>14. (規程の変更)</u> <u>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>1 共通規定 1～8省略</p> <p>9. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>8. ～13省略</p> <p><u>14. 新設</u></p>